

令和8年3月23日

越谷市長 福田 晃 様

越谷市労働報酬等審議会
会長 横 家 豪



令和8年度労働報酬下限額について（答申）

令和7年10月10日付け越契第253号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

本審議会での協議及び国の指針等を踏まえ、人件費等の実勢価格等を反映した適切な予定価格の設定や、長期継続契約の中間年における物価や賃金状況に応じた契約変更等の在り方について継続的に検討されることを望みます。

記

1 工事の請負の契約に係る労働報酬下限額について

令和8年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とした別紙のとおりとすることが望ましい。

2 付帯意見

- (1) 業務の委託に関する契約の職種別及び経験年数別下限額について、調査研究を行うこと。
- (2) 業務の委託に関する契約にかかる労働報酬下限額が適用となる対象契約の範囲について、予定価格が1,000万円以上の契約としている範囲の拡大について、調査研究を行うこと。
- (3) 公共工事に係る担い手3法の改正における指針を踏まえて以下に取り組むこと。
 - ①工事の請負に関する契約の賃金支払実態の把握について、国の実効性確保策を参考に、市ができることをあらためて調査研究していくこと。
 - ②下請け事業主及び従事労働者に対し公契約条例の周知を強化するとともに、受注者が行う周知の実施状況の把握に努めること。

〔単価：円（1時間当たり）〕

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	3,263	27	普通船員	3,679
2	普通作業員	2,914	28	潜水士	5,749
3	軽作業員	2,025	29	潜水連絡員	4,309
4	造園工	2,982	30	潜水送気員	4,073
5	法面工	3,589	31	山林砂防工	3,657
6	とび工	3,645	32	軌道工	6,784
7	石工	3,679	33	型わく工	3,702
8	ブロック工	3,645	34	大工	3,443
9	電工	3,510	35	左官	3,690
10	鉄筋工	3,735	36	配管工	3,252
11	鉄骨工	3,274	37	はつり工	3,510
12	塗装工	3,882	38	防水工	4,152
13	溶接工	4,028	39	板金工	4,017
14	運転手（特殊）	3,567	40	タイル工	3,117
15	運転手（一般）	3,083	41	サッシ工	3,724
16	潜かん工	4,197	42	屋根ふき工	3,928
17	潜かん世話役	4,973	43	内装工	3,915
18	さく岩工	4,680	44	ガラス工	3,758
19	トンネル特殊工	4,388	45	建具工	3,317
20	トンネル作業員	3,623	46	ダクト工	3,398
21	トンネル世話役	4,860	47	保温工	3,218
22	橋りょう特殊工	4,253	48	建築ブロック工	3,364
23	橋りょう塗装工	4,107	49	設備機械工	3,162
24	橋りょう世話役	4,669	50	交通誘導警備員A	2,160
25	土木一般世話役	3,679	51	交通誘導警備員B	2,025
26	高級船員	4,467			

